

創業前、創業直後のみなさまへ

## 創業支援貸付利率特例制度のご案内

日本公庫国民生活事業では、新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方にご利用いただける「**創業支援貸付利率特例制度**」をお取り扱いしています。この特例制度は、ご利用の際の利率を、各融資制度に定める利率から0.65%低減し、また雇用の拡大を図る場合は各融資制度に定める利率から0.9%低減するものです。（詳しくは、裏面をご覧ください。）

また、国民生活事業の各支店では「**創業サポートデスク**」を設置し、専任の担当者が、創業計画書の立て方や融資申し込みの流れ、融資制度について丁寧にお応えしています。ご希望の方は、直接最寄りの支店にお電話いただくか、公庫ホームページの「創業相談予約」ページからご予約ください。

日本公庫国民生活事業は、創業支援を地域活性化における重要施策として、スタートアップや女性・若者、移住創業者など幅広い層への支援を推進しています。お気軽にご相談ください。



▲ 創業支援貸付利率特例制度



▲ 予約相談はこちら

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ! 公庫)

☎.0120-154-505

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

# 創業支援貸付利率特例制度



新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方にご利用いただけます。



各融資制度に定める利率から 0.65%を低減します。  
ただし、雇用の拡大を図る場合は、各融資制度に定める利率から 0.9%を低減します。



一部ご利用いただけない融資制度がございます。

ご利用いただける方	新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方(注)
融資限度額	各融資制度に定める融資限度額
ご返済期間	各融資制度に定めるご返済期間以内
利率(年)	各融資制度に定める利率-0.65% ただし、雇用の拡大を図る場合は、各融資制度に定める利率-0.9%

(注) 一部ご利用いただけない融資制度があります。詳しくは、支店の窓口までお問い合わせください。

※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に添えない場合がございます。

くわしくは、当社ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧いただくか、事業資金相談ダイヤルまでお問い合わせください。

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ! 公庫)

0120-154-505

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。



後継者不在で  
お悩みの方へ

# 「事業を託したい」 お相手を探します。

## 事業承継マッチング支援

事業承継マッチング支援は、「事業を譲り渡したい」方と「事業を譲り受けたい」方をつなぐサービスです。これまで大切にされてきた事業を未来に引き継ぎませんか？



## 「事業承継マッチング支援」のポイント

### 1 専門担当者によるサポート

日本公庫の専門担当者が、お客さまのご希望を踏まえ、お相手（マッチングの候補）をお探しします。

### 2 無料のサービス

お相手探しは、無料でご利用いただけます。

### 3 全国からお相手探し

全国152支店のネットワークと事業承継・引継ぎ支援センター等の外部機関との連携を通じて、お相手をお探しします。

詳しくは、日本公庫の「事業承継マッチング支援」ページをご覧ください。



日本政策金融公庫  
国民生活事業

「事業承継マッチング支援」ページ

日本公庫 事業承継マッチング

検索

こちらの  
二次元コードからも  
ご覧いただけます。



## ご利用条件

### 日本公庫に事業資金のお借入残高がある中小企業・小規模事業者の方<sup>(※)</sup>

※お借入残高がない方は、商工会議所・商工会、生活衛生同業組合、税理士等の支援機関のご紹介によりご利用いただけます（紹介状のご提出が必要となります）。お借入れの完済日から起算して5年以内に本サービスの申込登録をされる方もご利用いただけます。

## ご利用の流れ

### ご相談・申込

本サービスの内容やお手続きは、最寄りの支店までお気軽にお問い合わせください。本サービスをご利用いただく場合は、オンラインまたは郵送での申込手続きが必要です。

### お相手探し

申込後、日本公庫の専門担当者が、お客さまのご希望を踏まえてお相手を探します。お相手が見つかった場合は、マッチング候補として、その方の情報をお渡しし、具体的に交渉を進めてよいか伺います。

### ご面談・交渉

専門担当者が、お客さまとお相手の面談場所・日時等の調整を行います。事業の譲渡に向けた交渉は、当事者（お客さまとお相手）間で行っていただきます。

### 契約締結

譲渡契約等に関して、専門家の支援<sup>(注)</sup>をご希望の場合は、「事業承継・引継ぎ支援センター」等を通じてご紹介することが可能です。

(注)専門家の支援を受けられる場合は、当該支援について、お客さまに費用負担が生じる可能性があります。

## 申込方法

### オンライン



「事業承継マッチング支援」ページ（日本公庫ホームページ）内の申込フォーム（譲渡用）から申込

### 「事業承継マッチング支援」ページ

日本公庫 事業承継マッチング

検索

こちらの二次元コードからもご覧いただけます。



### 郵送



支援申込書（譲渡用）を「事業承継マッチング支援」ページからダウンロードまたは支店窓口でお受け取りいただき、添付書類とともに郵送

郵送先

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4

大手町フィナンシャルシティ ノースタワー

日本政策金融公庫 国民生活事業本部 事業承継支援室 事業承継マッチング支援担当

## 申込時添付書類

- ① 最近1期分の確定申告書・決算書（勘定科目明細書を含む）の写し
- ② 運転免許証またはパスポートの写し
- ③ 企業案内、商品・製品パンフレット（発行されている方のみ）
- ④ 支援機関の紹介状（お借入残高がない方のみ） ※「事業承継マッチング支援」ページからダウンロードいただけます。